

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成28年8月31日
【会社名】	モバイルクリエイイト株式会社
【英訳名】	Mobile Create Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村井 雄司
【本店の所在の場所】	大分県大分市賀来北二丁目20番8号
【電話番号】	(097) 576-8181 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 岐部 和久
【最寄りの連絡場所】	大分県大分市賀来北二丁目20番8号
【電話番号】	(097) 576-8181 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 岐部 和久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、平成28年8月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年8月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額115,788,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年8月29日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能を高めることによるコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査等委員会設置会社へ移行するために所要の変更を行う。

また、当社及び当社の連結子会社の決算期（事業年度の末日）を統一することにより、財務開示や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するための所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役として村井雄司、森本昌章、佐藤一彦、尾石上人、岐部和久を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として山口登、山田耕司、原口祥彦、渡邊定義を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額2億円以内と定める。ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額3,000万円以内と定める。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、年額2億円以内となっている報酬等の範囲内で、ストック・オプションとしての新株予約権を割当てるとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	163,964	1,666	0	(注) 1	可決 95.65
第2号議案 定款一部変更の件	163,886	1,744	0	(注) 2	可決 95.61
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件					
村井 雄司	163,359	2,122	0	(注) 3	可決 95.30
森本 昌章	163,376	2,105	0		可決 95.31
佐藤 一彦	163,248	2,233	0		可決 95.23
尾石 上人	163,326	2,155	0		可決 95.28
岐部 和久	163,309	2,172	0		可決 95.27
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
山口 登	163,539	2,093	0	(注) 3	可決 95.40
山田 耕司	163,506	2,126	0		可決 95.39
原口 祥彦	159,887	5,745	0		可決 93.27
渡邊 定義	163,487	2,145	0		可決 95.37
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	159,210	6,422	0	(注) 1	可決 92.88
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	162,790	2,842	0	(注) 1	可決 94.97
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件	160,809	4,818	0	(注) 1	可決 93.81

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。